

平成 3 0 年度

第 1 回高知県産業振興計画フォローアップ委員会

農 業 部 会

○次第	・・・ 1
○部会員名簿	・・・ 2
○座席表	・・・ 3
○産業振興計画スケジュール	・・・ 4
○第 3 期産業振興計画フォローアップ体制	・・・ 5
○高知県産業振興計画フォローアップ委員会 設置要綱	・・・ 7
○審議会等の会議の公開に関する指針の運用方針	・・・ 11

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

高知県農業振興部

平成30年度第1回高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会 次第

平成30年8月31日(金) 13:30~16:00

場所 高知城ホール 中会議室

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画

1 開会

2 委員、事務局紹介

3 部会長選出

4 議事

(1) 第3期産業振興計画 ver.3<農業分野>の進捗状況等について

- ① 4年後の目標達成に向けた確認資料説明
- ② 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進
- ③ 水田農業の振興
- ④ 畜産の振興
- ⑤ 集落営農の推進
- ⑥ 中山間農業複合経営拠点の整備推進
- ⑦ 規模に応じた販路開拓、販売体制の強化・農産物の輸出の促進
- ⑧ 新規就農者の確保・育成
- ⑨ 家族経営体の強化及び法人経営体の育成
- ⑩ 地域産業クラスター

(2) その他

5 閉会

<配布資料>

【資料1】 次第等

【資料2】 4年後の目標達成に向けた確認資料<農業分野>

【資料3】 産業成長戦略の上半期の進捗状況<農業分野>

<その他配布物>

・委嘱状、第3期高知県産業振興計画 ver.3 PR版パンフレット 等

高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会員名簿

所 属	役 職	氏 名
高知大学地域協働学部	教 授	市川 昌広
高知県全国取引会社協議会	会 長	遠藤 貢司
JA高知女性組織協議会	会 長	川井 由紀
馬路村農業協同組合	代表理事組合長	東谷 望史
高知県食品工業団地事業協同組合	専務理事	野村 有弘
全国農業協同組合連合会 高知県本部	本 部 長	濱口 達也
高知県農業会議	会 長	林 幸一
高知県農業協同組合中央会	会 長	久岡 隆
高知県園芸農業協同組合連合会	代表理事会長	弘田 憲一
学校法人三谷学園RKC調理製菓専門学校	校 長	三谷 英子
土佐経済同友会	幹 事	森下 由朗

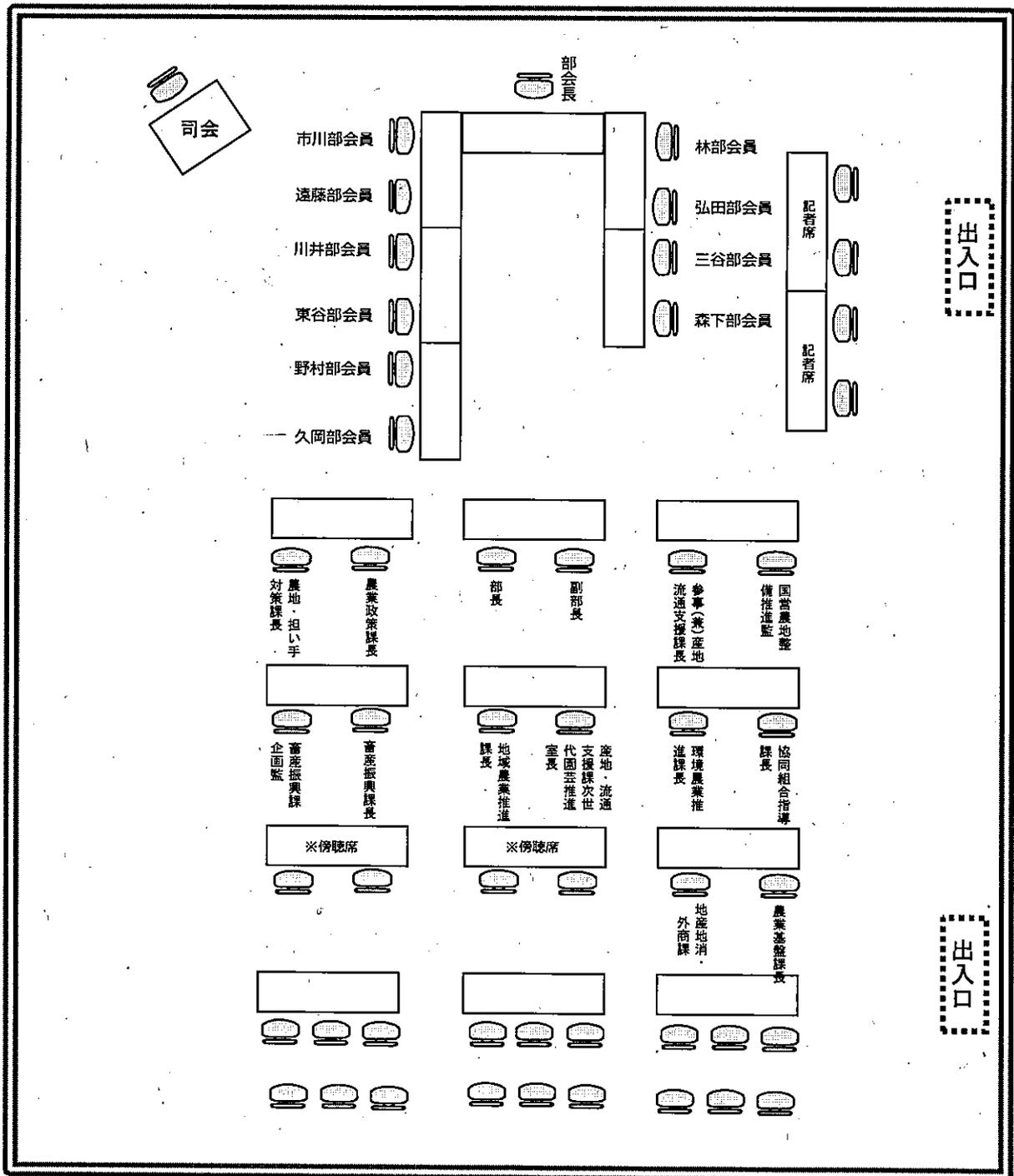
(50音順、敬称略)

平成30年度 第1回高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会

平成30年8月31日(金) 13:30~

高知城ホール 中会議室

配席図



産業振興計画スケジュール表【H30年度】

月	フォローアップ委員会等	農 業 部 会
8 月		★ 第1回農業部会 (8月31日)
9 月	★ 第1回フォローアップ委員会 (9月14日)	
10 月		
11 月		
12 月		
1 月	★ 第2回フォローアップ委員会 (1月24日予定)	★ 第2回農業部会 (1月中旬頃)
2 月		
3 月	★ 第3回フォローアップ委員会 (3月27日予定)	

第3期高知県産業振興計画フォローアップ体制

外部委員会【委員数 約200名】

産業振興計画フォローアップ委員会

【役割】 計画全体の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討
【メンバー】 各産業分野の団体代表者、学識経験者、市町村の代表者 など

産業成長戦略

専門部会 (専門分野ごとに開催)

農業 林業 水産業 商工業 観光

【役割】 各専門分野における進捗状況の検証、評価、修正・追加について検討
【メンバー】 フォローアップ委員会委員（関係分野）、各分野の活動実践者 など

地域アクションプラン

地域アクションプランフォローアップ会議 (地域ごとに開催)

安芸 物部川 高知市 嶺北

仁淀川 高幡 幡多

【役割】 地域アクションプランの進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる協議
【メンバー】 市町村長、関係団体の長、住民代表 など

○これまで、5つの「専門部会」に加えて、産業間の連携を議論するための「連携テーマ部会」※を設置
※6つの連携テーマのうち「担い手の育成・確保」「起業や新事業展開の促進」「産学官連携による力強い産業の礎を築く」の3テーマを取り扱う

○平成29年度をもって、連携テーマ部会を廃止し、連携テーマについては、フォローアップ委員会において議論を行うこととした

【理由】

- ①各分野の担い手の育成・確保策や新事業展開等の取り組みについては、各専門部会において議論いただいていること
- ②産業間が連携して取り組む新たな政策は、テーマが多岐にわたるため、フォローアップ委員会において幅広い視点で議論することが望ましいこと（なお、庁内の産業振興推進本部において、産業間の連携を常に意識し、取り組みの点検、検証、改善等を実施）

産業振興推進本部

本部会議

【役割】 計画全体の進捗管理、課題事項の検討・調整 など
【メンバー】 知事、副知事、関係部長、地域産業振興監 など

関係部長会議

【役割】 産業成長戦略に関する重点協議
【メンバー】 知事、副知事、関係部長 など

幹事会

【役割】 推進本部の活動の補佐
【メンバー】 産業振興推進部副部長、関係部主管課長など

庁内情報共有会議

【役割】 計画にかかる情報共有
【メンバー】 地域産業振興監、関係部主管課長 など

地域本部（地域ごとに設置）

安芸 物部川 高知市 嶺北

仁淀川 高幡 幡多

【役割】 地域アクションプランの進捗管理、総合補助金の総括、アドバイザー派遣等の企画・実施、新たな取組の発掘 など
【メンバー】 地域産業振興監、関係出先機関長、商工労働部主管課長・観光振興部地域観光課課長補佐、地域支援企画員（総括）など

地域アクションプラン実行支援チーム

【役割】 個別のプランごとのサポート など
【メンバー】 地域本部構成機関の職員、地域支援企画員など

高知県産業振興計画フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、官民協働で実行する高知県産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）及び高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、高知県産業振興計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業振興計画の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (2) 総合戦略の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
 - (2) 地方銀行の代表者
 - (3) 有識者
 - (4) 市町村長の代表者
 - (5) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
 - 3 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「委員会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会議については、知事が招集することができる。

- 2 委員会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

4 第3条第1項に定める委員が委員会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会議は、第3条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(専門部会)

第5条 産業振興計画の産業成長戦略の実行に関し、専門分野の成長戦略について必要なフォローアップを行うため、委員会に次の各号に定める専門部会を設置する。

- (1) 農業部会
- (2) 林業部会
- (3) 水産部会
- (4) 商工業部会
- (5) 観光部会

2 各専門部会の部会員は、委員会の委員及び次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活性化の実践的な活動に実績を有する者
- (3) 商工業、観光に関する実務に識見を有する者

3 部会員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

4 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

5 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議については、知事が招集することができる。

6 第2項に定める部会員が専門部会の会議を欠席する場合、部会長は当該部会員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議は、第2項に定める部会員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

7 専門部会の事務局は、当該分野を所管する部の主管課に置く。

第6条 削除

(地域アクションプランフォローアップ会議)

第7条 産業振興計画の地域アクションプランの実行に関し、必要なフォローアップを行うため、地域アクションプランフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）を設置する。

2 フォローアップ会議の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
安芸地域アクションプラン フォローアップ会議	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
物部川地域アクションプラン フォローアップ会議	南国市 香南市 香美市
高知市地域アクションプラン フォローアップ会議	高知市
嶺北地域アクションプラン フォローアップ会議	本山町 大豊町 土佐町 大川村
仁淀川地域アクションプラン フォローアップ会議	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
高幡地域アクションプラン フォローアップ会議	須崎市 中土佐町 橋原町 津野町 四万十町
幡多地域アクションプラン フォローアップ会議	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

3 各フォローアップ会議の委員（以下「会議委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 市町村長
- (2) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
- (3) その他知事が必要と認める者

4 会議委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する翌年度の3月31日までとする。

5 フォローアップ会議に座長を置き、会議委員の互選により定める。

6 フォローアップ会議の会合は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議については、知事が招集することができる。

7 第3項に定める会議委員がフォローアップ会議を欠席する場合、座長は当該会議委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議は、第3項に定める会議委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

8 フォローアップ会議の事務局は、対象地域に設置する産業振興推進地域本部に置く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業振興推進部計画推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って

定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する指針の運用方針

1 指針の目的

この指針は、審議会等の自主性と自立性を尊重しつつ会議の公開に関する統一的な運営を進めるための基本方針を示すものである。

2 対象とする審議会等

対象とする審議会等は、具体的には次の要件を満たし設置された機関である。

- (1) 県の事務について審議、審査、調査等を行うため、知事の下に設置されていること。
- (2) 設置の根拠が、法令、条例、規則又は要綱等にあること。
- (3) 県民、学識経験者等で構成されていること。

したがって、県の職員のみ、あるいは県の職員と国又は他の地方公共団体の関係職員のみによって構成された検討会、協議会等の会議は、この指針の対象としない。

3 会議の公開基準

この基準は、審議会等の会議は原則として公開するものであるが、一定の要件の下に非公開とすることができることを定めたものである。その要件は、次のとおりである。

- (1) 指針3の(1)は、高知県情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の各号に定める「非開示情報」に該当する事項を審議する会議については、条例との整合性を考慮して公開しないことができるとした。
- (2) 前項の「非開示情報」に該当する事項を審議する会議にあっても、それらの情報を伏せて審議を行っても会議の目的を達成できる場合には、可能な限り会議の公開に努めること。これは、例えば、審議に付す事項のなかに個人に関する情報があっても、特定の個人が識別できないように個人名を伏せるなど、会議資料等に工夫を加えることによって、個人の権利侵害を防止し審議を進めることが可能である場合などがあてはまる。
- (3) 指針3の(2)は、会議の運営の観点から、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合に、公開しないことができるとしたものである。この基準が適用されるのは、具体的には、開催阻止や審議への介入など物理的な障害が現実のものとして存在するか、又はそのような危険が予測される場合に限られるものであり、安易な適用は避けるべきである。

4 会議の公開・非公開の決定

- (1) 指針4は、審議会等の独立性を尊重するという考えから、審議会等が公開基準に基づき自主的に決定するとしたものである。この際、審議会等の担当課は、審議会等に対し、上記3の要件を十分説明すること。

- (2) 決定の方法は、次のように区分する。

ア 公開をする場合 「公開」

なお、原則として公開するが、審議等の内容によっては「3 公開基準」のただし書に該当することがあり得る場合は「公開」に含めること。

イ 非公開とする場合 「非公開」

非公開と決定する場合は、その判断の公正さを担保するため、非公開の理由を明らかにすること。

- (3) 会議の公開又は非公開を決定した後、新たに審議する事項が追加される等の理由により、当初の決定を変更しなければならない事情が生じた場合、審議会等は、その都度、上記(2)に準じて公開又は非公開を決定することになる。
- (4) 前2項の審議会等の公開・非公開の決定、変更等を行った場合は、各審議会等の所管課は、インターネットの高知県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載すること。

5 公開の方法等

- (1) 公開の方法は、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うが、傍聴席数や傍聴者への会議資料等の提供については、当該審議会等で自主的に判断すること。また、傍聴を認めるときは、傍聴要領を定めるなど会議中における会場の秩序維持に努めなければならない。
なお、傍聴者は、県民に限定するものではない。
- (2) 報道機関は審議状況を県民に明らかにする上で重要な役割を果たすものであることから、その取材活動に配慮すること。
- (3) 公開した会議の会議資料及び会議録の写しの交付は、条例に基づく開示請求の手続による。
- (4) 会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議内容が非開示となるものではないこと。このため、当該会議に係る事項に含まれる情報が、条例第6条に規定する非開示情報を除き、当該会議の会議要旨を公開しなければならない。

6 会議開催の周知

指針6は、審議会等の会議の公開を事前に県民に知らせるための必要事項（以下「会議開催のお知らせ」という。）及び方法を定めたものであるが、具体的には次の方法によること。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りではない。

- (1) 審議会等は、当該会議の開催日の2週間前までに「会議開催のお知らせ」を県ホームページに掲載するとともに、イントラネットの「各種システム」中の「県政記者室配付資料登録」で登録を行い、報道機関に提供することとする。
- (2) 文書情報課は、前1項の「会議開催のお知らせ」を別表の出先機関（以下「文書情報課等」という。）に通知し、本庁舎の県民室に「会議開催のお知らせ」を掲示する。
また、通知を受けた出先機関は、各庁舎に「会議開催のお知らせ」を掲示し、又はそのファイルを備え置く。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、特定の地域で、その地域に係る事項について審議する審議会等の場合は、当該審議事項を所管する出先機関に限り「会議開催のお知らせ」を掲示し、又はそのファイルを備え置くことができる。
- (4) 上記のほか、さんSUN高知等の広報媒体をできるだけ活用すること。